

一 解決

五月二十二日午後十時西栗鴨町大字栗鴨一九六國民新聞出張所にて営業主、従業員、同新本部員立会、上別記費書、通解決
右及申(通)報催也

覚

書目

- 一 給料精算ハ翌日五日ヨリ十日迄
- 一 折込料三方ノ二ハ月末ニ支払フコト
- 一 布田代ハ原價徴収ノコト
- 一 契約ハ相方本額(シンプラ)止オクシ莫投ハ本人負担コト
- 一 予備一名ヲ置キ帳場兼務ノコト
- 一 従業員ノ雇入ハ店議ノ上決定決定権ハ主任ニアリ
- 一 強制出張ハセザルコト
- 一 他人ノ持込デ借金ハ店員ハ之ヲ負担セサルコト
- 一 下支ナル歳首執勤ハセサルコト
- 一 日曜ヲ公休ニスルコト 但シ特種場合ハ此ノ例ニテズ
- 一 一切束縛ヲセザルコト